

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇩ 上場株式等の取得費の特例

**Q** : 私は父から相続した上場株式の売却を検討していますが、父が取得してから30年程経過しているため、取得価額がわかりません。このような場合、譲渡所得の金額はどのようにして計算すればよいのですか？

**A** : 平成13年9月30日以前から引き続き所有していれば、同年10月1日の価額の80%相当額を取得費とすることができます。

### 【解説】

株式を譲渡した場合の譲渡所得金額は、原則として、売却による収入金額から、その株式の取得価額や譲渡にかかった費用を控除して計算します。しかし、ご質問のように株式の取得から年数が経過し、取得価額がわからないといったケースも多いため、平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等（平成13年10月1日以後に相続により取得した株式も平成13年9月30日以前から引き続き所有していたとみなされます。）を平成15年1月1日から平成22年12月31日までの間に譲渡した場合には、譲渡所得の金額の計算上、平成13年10月1日における価額の80%相当額を取得価額とする特例が認められています。つまり、証券取引所において公表された平成13年10月1日における最終の売買価格の80%相当額を取得価額として、収入金額から控除できるわけです。

ちなみに、この特例は、実際の取得価額がわかっている場合にも適用できるため、原則と特例のいずれか多い金額を選択して有利に計算することも可能です。

